

家庭用燃料電池発電設備を避難に使用する廊下・通路に面する部分に設置する際の取扱いの周知について（依頼）

平素より、消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当庁管内で家庭用燃料電池発電設備（火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第8条の3第2項及び第4項に定める設備）を共同住宅の廊下・通路に面する部分に設置する際には、家庭用燃料電池発電設備が火災予防条例第3条第1項第1号の2の規定を準用していることにより、パイプシャフト外へ設置することが原則できません。

しかし、家庭用燃料電池発電設備のうち、位置、構造及び管理等の状況から判断して、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ないと認められるときは、火災予防条例第22条の2（基準の特例）を適用し、火災予防条例第3条第1項第1号の2の規定によらないことができます。

このことから、基準の特例の適用を希望する場合は、下記のとおり、事前の相談や火災予防条例第64条に基づき基準の特例等適用申請書を提出する必要がある旨を関係者等に対して御周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1 各種届出要領等

(1) 事前相談について

家庭用燃料電池発電設備を避難に使用する廊下・通路に面する部分に設置する場合は、設置を希望する所轄消防署へ事前に相談してください。

なお、事前に相談をする際は、別紙を参考にし、次の図書を持参してください。

ア 機器本体の安全性が確認できる図書

一般財団法人日本ガス機器検査協会若しくは一般財団法人日本燃焼機器検査協会によって認証されたことが分かる図書が添付されている場合は、別紙の1、(2)及び1、(3)の図書を省略することができます。

また、別紙の1、(4)については、可燃物からの離隔距離が明記されている表示

銘板等分かる図書を提出してください。

- イ 設置場所が確認できる図書
- ウ 避難経路が確保されていることが確認できる図書
- エ 利用者に対する維持管理の確保が確認できる図書

(2) 基準の特例等に関する規定の適用申請等（火災予防条例（東京都条例）第64条）について

特例の適用を希望する場合は、火災予防条例施行規則（昭和37年東京都規則第100号）別記第25号様式の基準の特例等適用申請書を所轄消防署に提出してください。

なお、申請の前に、1、(1)の事前相談で用いた図書から変更する必要があるかを確認し、確認した図書を添付してください。

(3) その他

ア 1、(2)の届出に用いる様式は、当庁ホームページからダウンロードできます。また、この届出は、各2部ずつ提出してください。

イ 本内容は、東京消防庁管内における取扱いとなります。

2 消防関係法令（抜粋）

(1) 火災予防条例（東京都条例）第3条（炉）第1項第1号の2

階段、避難口等を避ける位置に設けること。

(2) 火災予防条例（東京都条例）第8条の3（燃料電池発電設備）第2項

前項の規定に関わらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。）であって出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は換気装置（外箱に機械式換気装置を設けた場合に限る。）に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（イ及びロ並びに規則で定める設備の点検及び整備に必要な空間を確保する規程を除く。）から第3号まで、第4号、第7号、第12号の3から第14号（ロを除く。）まで及び第14号の2（ロからトまでを除く。）並びに同条第3項第4号、第11条第1項第1号、第2号、第4号、第7号（規則で定める機器等の相互に必要な防火上有効な余裕を保持する規程を除く。）、第8号及び第10号並びに第12条第1項第1号及び第3号の規定を準用する。

別紙

家庭用燃料電池をパイプシャフト外かつ避難経路に面する部分に設置する際の確認項目

1 機器本体の安全性

- (1) 機器本体の外箱の材料は鋼板とし、その板厚は0.8mm以上のものであること。
- (2) 機器本体内部にある燃料電池ユニットの発熱部が、断熱材(不燃性もしくは難燃性)で有効に被覆されていること。
- (3) 機器本体内部にある改質器の温度異常自動停止装置の他、各種安全装置が設けられていること。
- (4) 可燃物との離隔距離は防火性能評定によって確認された距離によること。

2 設置場所

- (1) 避難経路とは、開放廊下等であること。
- (2) 避難導線と区別される部分に設けられ、避難に支障とならないこと。
(例) 住戸の占有部分、窓下の空間、室外機置き場の空間等 (図1 参照)
※ 法定幅員が確保されていても「廊下」には設置は不可です。
- (3) アルコーブ等に設置する場合は、排気ガスが人体に影響を及ぼさないように設けること。

3 避難経路の確保

階段を出た正面又は避難階段の周囲2mの範囲を避けた位置に設けられていること。

(図2 参照)

4 使用者に対する維持管理の確保

- (1) 取扱説明書などで点検整備を確実に実施するよう周知すること。
- (2) 機器本体などに周囲の可燃物との離隔距離を遵守させる方策を講じていること。

(例) 機器天板への注意喚起のラベル等

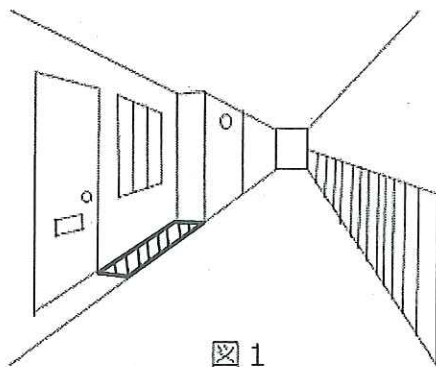
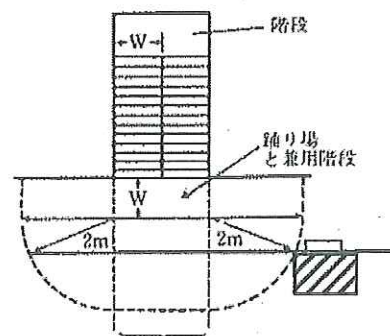



図1



屋外階段を出た正面

図2  家庭用燃料電池発電設備